

令和5年9月7日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果について

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果、下記のとおり米の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 検査対象及び点数

- (1) 喜多方市(旧新郷村) 1点
- (2) 二本松市(旧新殿村) 1点
- (3) 玉川村(旧須釜村)の生産者1名(早期出荷米) 1点

2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 喜多方市(旧新郷村)、二本松市(旧新殿村)で生産された米は、出荷・販売が可能となりました。
- (3) 当該生産者が玉川村(旧須釜村)で生産した米は、出荷・販売が可能となりました。
なお、玉川村は、旧市町村数が2以下であるため、市町村3点の検査が行われるまで、旧市町村単位での解除にはなりません。

(参考) 令和5年産米の緊急時モニタリングの概要

- 令和5年産米は、避難指示等のあった9市町村(※)を除き、緊急時モニタリングの結果に基づき、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断します。
なお、早期出荷米は旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断します。
※ 南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)
- モニタリングでは、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。
検査頻度

〔	移行1～3年目の市町村：旧市町村3点	〕
	移行4年目の市町村：旧市町村1点以上かつ市町村3点	
- 早期出荷米の検査により定められた検査頻度の検査が行われ、基準値超過がなければ、当該旧市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課
主幹兼副課長 矢吹 勝利
電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム
3品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	喜多方市(旧新郷村)	R5.9.4	玄米	検出せず(<3.0)	検出せず(<2.5)	検出せず
2	二本松市(旧新殿村)	R5.9.5	玄米	検出せず(<4.4)	検出せず(<2.4)	検出せず
3	玉川村(旧須釜村)	R5.9.4	玄米	検出せず(<3.3)	検出せず(<2.7)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

令和5年産米 出荷可能な旧市町村 (令和5年9月7日現在)

【モニタリング検査】

- : 出荷可能地域
- : 今回出荷可能となった地域
- : モニタリングを行う地域のうち米の作付がない地域
- : モニタリング検査が終了していない地域

【全量全袋検査】

- : 全量全袋検査を行う地域

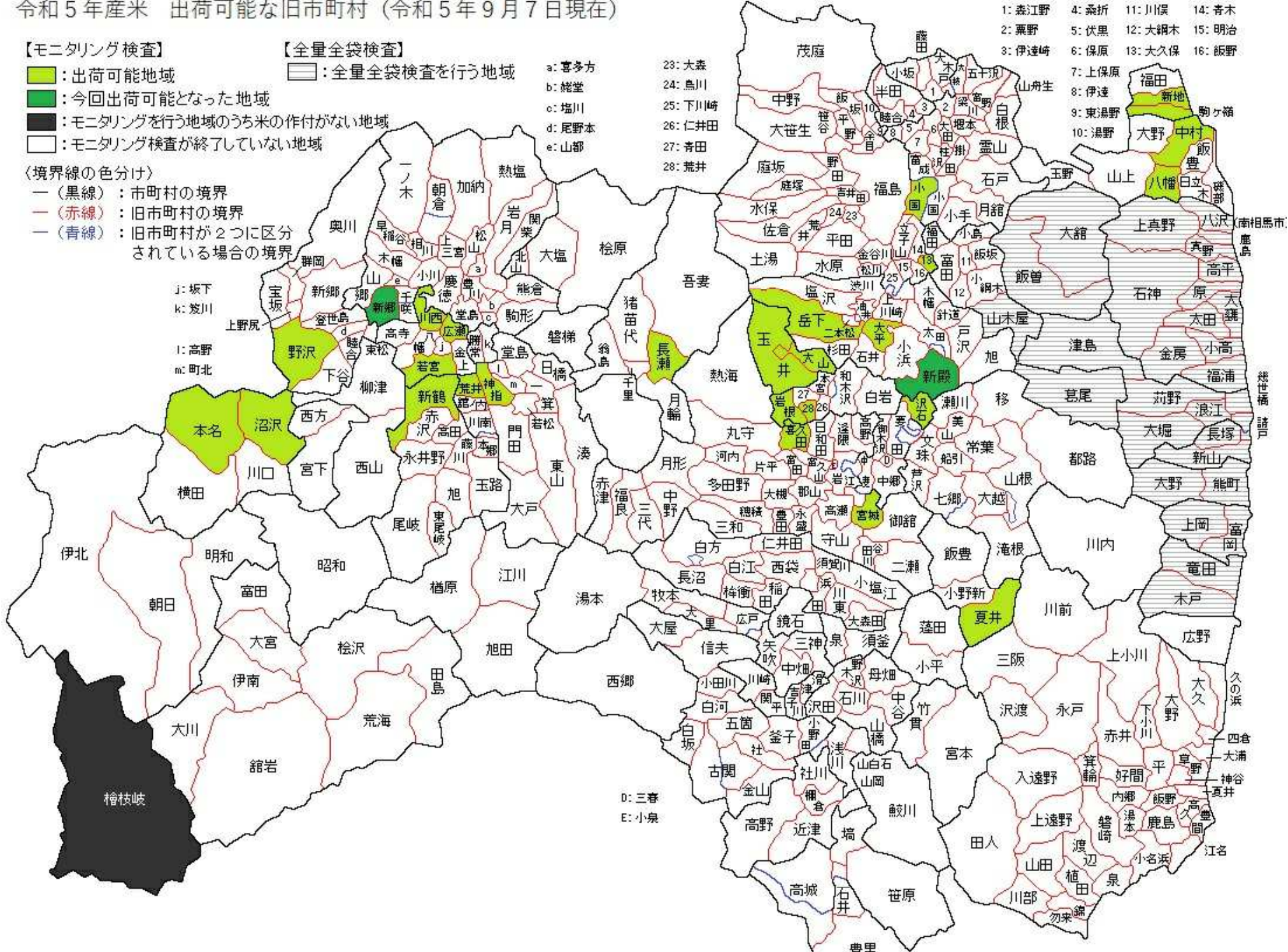
- a: 喜多方
- b: 姥堂
- c: 塩川
- d: 尾野本
- e: 山部

- 23: 大森
- 24: 鳥川
- 25: 下川崎
- 26: 仁井田
- 27: 青田
- 28: 荒井

- 1: 森江野
- 2: 粟野
- 3: 伊達崎
- 4: 桑折
- 5: 伏黒
- 6: 保原
- 7: 上保原
- 8: 伊達
- 9: 東湯野
- 10: 湯野
- 11: 川俣
- 12: 大綱木
- 13: 大久保
- 14: 青木
- 15: 明治
- 16: 飯野

- (境界線の色分け)
- (黒線) : 市町村の境界
 - (赤線) : 旧市町村の境界
 - (青線) : 旧市町村が2つに区分されている場合の境界

- j: 坂下
- k: 笈川
- l: 高野
- m: 町北



※ 画質の関係上、不明瞭な旧市町村がありますので一覧表と併せて御確認ください。